

東浦町家庭系ごみ減量化実施計画

平成30年 3 月

東浦町



はじめに

本町では、家庭からのごみの排出量の抑制、限りある資源の有効利用のため昭和54年6月から資源ごみ分別収集を町内全域で開始し、その後、今日までに回収品目の見直しを重ねてきました。粗大ごみについては、平成13年6月から戸別の有料収集を開始しました。本町の取り組みの他にも小売店では、マイバック運動やレジ袋の有料化などにより、ごみの排出抑制、減量化を図ってきた結果、家庭からのごみの排出量は、減少傾向にあります。

しかしながら、家庭からの排出されたごみを可燃ごみと不燃ごみに分けると、不燃ごみの総量は着実に減少の一方、可燃ごみの総量は人口増加に比例し増加傾向にあります。このことから、今後は可燃ごみの減量に特に対策が必要と考えます。

現在、家庭から排出されたごみの収集運搬及び処理に掛かる経費は、その全額を住民税で賄っています。この制度ではごみの排出量に応じた個々の費用負担でないため、環境に配慮し、ごみ減量化に努力している住民に不公平感が生じ、ごみ減量に対する意欲を削ぐリスクを含んでいます。

本町の一般廃棄物は、東浦町、大府市、豊明市及び阿久比町で構成する東部知多衛生組のクリーンセンターで処理をしていますがクリーンセンターのごみ処理施設は、竣工から25年以上経過し、老朽化していることから、東部知多衛生組合では新たなごみ処理施設の建設を進めており、この費用を含むごみ処理経費は、今後増大していくことは避けられません。

このような状況を踏まえ本町では、「ごみの減量化」、「住民負担の公平性の確保」及び「財政負担の軽減」を目的として、「東浦町家庭系ごみ減量化実施計画」を策定し、可燃ごみの排出量を現状より20%の削減を目標にごみの減量化を進めてまいります。住民の皆さまのこの計画に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

目 次

1	ごみ処理の現状と課題	
	(1) 生活系ごみ量の現状と課題	1
	(2) ごみ処理費用の現状と課題	1
2	ごみ減量化施策	
	(1) ごみ減量化施策の現状と課題	3
	(2) 今後のごみ減量化施策	4
3	ごみ処理有料化の基本的事項	
	(1) ごみ処理有料化とは	6
	(2) 有料化の目的	
	① ごみの減量化	6
	② 住民負担の公平性の確保	6
	③ 財政負担の軽減	6
	(3) ごみ処理有料化の導入状況	7
	(4) ごみ処理有料化を実施した場合のごみ量の見込み	7
4	家庭系ごみ処理有料化制度について	
	(1) 有料化の対象となるごみ	9
	(2) 有料化の方法	9
	(3) 手数料の額の設定	10
	(4) 手数料収入の使途	10
	(5) 負担軽減措置	10
	(6) 新たな指定ごみ袋の作成と現行の指定ごみ袋(青色)の使用制限	11
	(7) 有料化までのスケジュール	11
	(8) 計画の見直しについて	11
	資料：手数料の料金水準と排出抑制効果(環境省)	12

1 ごみ処理の現状と課題

(1) 生活系ごみ量の現状と課題

東浦町の生活系ごみは、平成22年度と平成27年度を比較するとその総量は減少しており、1人1日当たりの量も減少しています。

しかしながら、可燃ごみと不燃ごみに分けると、不燃ごみの総量は着実に減少した一方、可燃ごみの総量は人口増加に比例し1%増加しています。(表1)

また、東部知多クリーンセンターに直接搬入されるごみについても4.5%増加しています。このため、可燃ごみや直接搬入ごみ等の減量に取り組んでいく必要があります。

(表1) 生活系ごみ量の推移 (東浦町)

年度		22	23	24	25	26	27
生活系ごみ量の総計 ※1	t	12,932	12,681	12,768	12,611	12,245	12,249
生活系収集ごみ量	t	12,601	12,344	12,416	12,280	11,909	11,903
可燃ごみ	t	8,996	9,026	9,079	9,067	9,004	9,089
不燃ごみ	t	324	351	355	320	274	255
資源ごみ	t	3,255	2,955	2,958	2,881	2,619	2,548
粗大ごみ	t	26	12	24	12	12	11
直接搬入ごみ量	t	331	337	352	331	336	346
人口	人	50,192	50,170	50,149	50,261	50,289	50,327
1人1日当たりの量 ※2	g	706	691	698	687	667	665

出典：平成27年度一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県）

※1 生活系ごみ量の総計＝可燃ごみ＋不燃ごみ＋資源ごみ＋粗大ごみ＋直接搬入ごみ

※2 1人1日当たりの量＝生活系ごみ量の総計/（人口×365日）※23、27年度は366日

(2) ごみ処理費用の現状と課題

(表2) 平成27年度生活系収集ごみ(11,903t)の処理経費(東浦町)

項目	① ごみ処理 事業費	② 資源ごみ回収 事業費	③ 東部知多衛生 組合負担金 (投資的経費 を除く)	④ 資源ごみ 売却金収入	⑤ ごみ袋販売 収入	⑥ 合計 (①＋②＋ ③－④－ ⑤)	⑦ 1t当たり (⑥÷11,903t)
経費	130,024 (千円)	108,487 (千円)	111,365 (千円)	16,815 (千円)	19,623 (千円)	313,438 (千円)	26,333 (円)

平成 27 年度の処理経費は、1 t 当たり 26,333 円となっています。生活系ごみは、直接搬入されるごみを除いてその処理費用の全額を住民税で賄っています。生活系ごみは表 1 の数値から減少傾向ではありますが、住民 1 人 1 人のごみ減量の努力には差があると考えられます。

住民にとって、ごみ処理経費は、ごみの排出量に応じた費用負担ではなく、全て住民税で賄っていることは、環境に配慮してごみ減量化に努力している住民に不公平感が生じ、努力している住民の意欲を削ぐリスクを含んでいると言えます。そのため、受益者負担の考え方を取り入れ、負担の公平を図ることを検討する必要があります。

2 ごみ減量化施策

(1) ごみの減量化施策の現状と課題

3R（リデュース・リユース・リサイクル）は、ごみ減量に有効な施策で、様々な施策と併せて実施することで、より一層のごみ減量と資源化が進むと考えています。

このことから、（表3）に挙げるような様々な施策を東部知多衛生組合の構成市町は実施していますが、その成果に加えて、更にごみ減量化の取組に力を入れていく必要があります。

（表3）東部知多衛生組合構成市町（2市2町）のごみ減量化施策

施 策	東浦町	大府市	豊明市	阿久比町
環境基本条例	環境を守る 基本条例	環境基本 条例	環境基本 条例	
表彰制度		環境美化 表彰	環境保全 表彰	
資源説明会・出前講座	○	○	○	○
環境学習（小学校4年生）	○	○	○	○
ごみ袋等へのごみ処理経費の記載	○	○		
環境の専門員（嘱託職員）		環境美化 専門員		生活環境保 全専門員
環境美化推進員（非常勤特別職）		環境美化 推進員		
アダプトプログラム	○	○	○	
ぼかし、アスパ	○	○	○	○
生ごみ堆肥化容器助成	○	○	○	○
資源回収報償金等	○	○	○	○
ごみ組成調査	○	○	○	○
不用品登録制度			○	○
粗大ごみ処理の有料化	○	民間	○	民間
剪定枝粉碎機貸出し	○			
自転車・ベビーカーのリユース化	○			
廃食用油の回収（資源化）	○		○	

(2) 今後のごみ減量化施策

今後のごみ減量化施策については、生活系ごみ量からリサイクルしている資源ごみを除いたごみ（以下「家庭系ごみ」という。）で検討することとします。

下記の表中、上位10市町の中で手数料を有料化している市町は幸田町・大口町・犬山市・長久手市です。

(表4) 平成27年度ごみ排出量の少ない上位市町と構成市町の状況

1人1日当たりの家庭系 ごみの量(g)		市町村名
1	416	幸田町
2	417	大口町
3	435	江南市
4	459	犬山市
5	461	扶桑町
6	463	小牧市
7	472	岩倉市
8	482	長久手市
9	495	尾張旭市
10	499	豊明市
18	527	東浦町
21	532	大府市
31	567	阿久比町
	536	愛知県

出典：平成27年度一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の2第1項の規定に基づく、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年1月環境省告示第7号)では、「一般廃棄物の減量化の目標量」として、「平成32年度において、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする。」と記述されています。

東浦町の平成27年度における1人1日当たりの家庭系ごみの量は、527gです。

ごみ減量に有効な施策は、リサイクル率を高め、ごみを出さない様々な施策を組み合わせることで、より一層のごみ減量と資源化が進むと考えています。

ごみ減量施策参考例（先進市町村で行っている施策）

① ごみ減量等推進員制度の導入

住民に対して、適切なごみの排出方法やごみと資源の分別方法などの指導や啓発を行う役割を担う制度です。

② 多世代への意識啓発、情報提供、環境教育の推進

ごみの減量と資源化の推進には、大人だけでなく次世代を担う子ども達にも、ごみ問題についての関心を持ってもらうことが重要です。

多世代への分かりやすい啓発に配慮するほか、子ども達に対しては小中学校と連携して環境教育として実施するものです。

③ 資源回収の機会拡充

資源化率を上げるために、資源回収の機会を拡充するなどの方策を講じるものです。

④ 資源回収品目の拡大

可燃ごみ及び不燃ごみの中に、本来資源として排出されるべきごみが一定量混入していることから、更に分別を徹底されるように啓発するほか、現在は資源として回収していないごみの中にも資源化が可能な品目がないかを検討し、可燃ごみの更なる排出抑制と資源の再生利用の推進を行うものです。

⑤ 生ごみと草木類の減量と資源化

家庭系ごみの中には、生ごみと草木類が含まれていますが、水切りや乾燥後の排出を実施することにより、ごみの減量化につながることを啓発するものです。

また、生ごみのアスパ等を利用した各家庭での堆肥化や、草木類の堆肥への再資源化を進めるものです。

⑥ ごみ処理の有料化制度

家庭からごみを出すときに市町村が指定した有料のごみ袋等を使用することで、ごみ処理費用の一部を負担していただく制度です。

※上記の施策について、本町においても実施しているものもありますが、今後も先進市町で行っている施策を参考に、ごみの減量を推進して参ります。

3 ごみ処理有料化の基本的事項

全国的にごみ処理有料化を導入する市町村が増える傾向にあります。ごみ処理有料化を導入した多くの市町村では、ごみの排出量抑制効果が表れています。

また、ごみ処理有料化は、ごみの資源化の促進効果も期待できることから地球温暖化防止など環境負荷への軽減につながることを考えられます。

(1) ごみ処理有料化とは

「一般廃棄物処理有料化の手引き(平成 25年 4月 環境省)」によると、『有料化』とは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指します。このため、例えば、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋(指定袋)の使用を排出者に依頼する場合については、『有料化』に該当しない。」と定義されています。

(2) 有料化の目的

ごみの減量化

① ごみを減量し、資源化率を向上させます

「第3次循環型社会形成推進基本計画(環境省)」に「地域における廃棄物の発生抑制を進めるための方策として、ごみ処理の有料化は有効」との記述があるなど、家庭系ごみ処理有料化は住民に対してごみ減量化のインセンティブが期待できます。

住民負担の公平性の確保

② ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保します

家庭系ごみは、直接搬入されるごみを除いて、その収集運搬及び処理に掛かる経費の全額を住民税で賄うことにより、無料で行っています。

排出量に応じた費用負担ではないために、環境に配慮してごみ減量化に努力している住民に不公平感が生じ、努力している住民の意欲を削ぐリスクを含んでいるとも言えます。

家庭系ごみ処理有料化は、住民負担の公平性の確保に一定の効果が期待できます。

財政負担の軽減

③ ごみ処理経費を削減し、将来の負担を軽減します。

本町は、行財政改革を進めているところであり、ごみ処理経費についても、全て住民税で賄うことが適切なのかを検討する時期に来ていると言えます。家庭系ごみ処理有料化は、財政の負担の軽減につながることを期待できます。

(3) ごみ処理有料化の導入状況

(表5) 県内市町村のごみ処理有料化の状況 (平成29年4月現在)

	団体数	有料化実施団体数	実施率
市	38	13	34.2%
町	14	6	42.8%
村	2	1	50.0%
計	54	20	37.0%

ごみ処理有料化は、全国の6割超、県内の37.0%の市町村が既に導入(表5)しており、ごみの減量や資源化率の向上などに実際に効果が認められています。本町としても、持続可能な社会の構築と将来の世代の暮らしを守るためにも早急に取り組む必要性があります。

(4) ごみ処理有料化を実施した場合のごみ量の見込み

ごみ処理有料化を行った場合、どの程度のごみ減量効果があるかには、様々なデータがありますが、「一般廃棄物処理有料化の手引き(平成25年4月環境省)」によれば、「平成17年度～19年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象に袋による単純比例制を導入している自治体54件を対象に、可燃ごみの有料化前年と有料化実施2年後(有料化3年目)の、年間の1人当たり可燃ごみ収集量をグラフ化したところ、54件中47件で1人当たりの収集量が減少しており、54件の平均値は、有料化実施前が0.20t/人であるのに対して、有料化3年目は0.16t/人であった。」(家庭系ごみの有料化前後の1人当たり可燃ごみ収集量変化 添付資料 図3-2-4 (P12)) となっています。

そして、「料金水準が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向が見られた。」としています。

したがって、有料化を実施している市町村の標準的な料金と同等の料金に設定する場合は、有料化実施2年後で20%の減量効果が期待できます。

平成27年度実績を基に有料化2年後の家庭系ごみの量を推計(可燃ごみ、不燃ごみをそれぞれ有料化した場合に、有料化したごみが20%減るとして推計)すると(表6)のとおりとなります。

(表4)「平成27年度ごみ排出量の少ない上位市町と構成市町の状況」における「1人1日当たりの家庭系ごみの量」の愛知県内順位は、東浦町は18位で、愛知県平均の536gより少ない状況ですが、家庭系ごみの処理を有料化した場合は(表6)の数値となり、更に上位にランキングすることが期待できます。

(表6) 家庭系ごみ量の推計 (東浦町)

	単位	平成27年度実績	可燃ごみのみを 有料化した場合	可燃ごみ及び不燃ご みを有料化した場合
家庭系ごみの量 ※3	t	9,701	7,883	7,832
可燃ごみ	t	9,089	7,271	7,271
不燃ごみ	t	255	255	204
粗大ごみ	t	11	11	11
直接搬入ごみ量	t	346	346	346
1人1日当たりの量 ※4	g	527	428	425

出典：平成27年度一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県）

（平成27年度 生活系ごみ量の総計12,249 t、資源2,548 t、人口50,327人）

※3 家庭系ごみの量＝生活系ごみ量の総計－資源ごみ

※4 1人1日当たりの量＝家庭系ごみの量 / (人口×366日)

(表6)の推計結果から、可燃ごみのみを有料化した場合でも、有料化した2年後に1人1日当たりの量が428gと推計され、幸田町、大口町に次いで3番目の順位となります。

4 家庭系ごみ処理有料化制度について

(1) 有料化の対象となるごみ

可燃ごみについては増加傾向にあり、更なる減量化の取組を行う必要があります。

本町では、現在、可燃ごみに限り指定ごみ袋を導入し、不燃ごみについてはコンテナ収集としています。また、可燃ごみの排出量は増加し、不燃ごみの排出量は減少傾向であることから、可燃ごみを有料化の対象とします。

(2) 有料化の方法

現在、指定ごみ袋制度を導入していることや、住民の混乱が少なく、多くの市町村が採用していることから、有料化分を上乗せした指定ごみ袋制とします。

本町では、家庭系ごみ有料化の料金体系として、「排出量単純比例型」を想定しており、この料金体系では、ごみを多く出す人ほど負担が大きくなり、ごみを減らした人ほど負担が小さくなります。


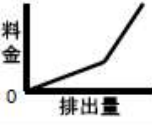

有料化分の料金は、地方自治法第227条の規定による「手数料」として、同法第228条の規定に基づき条例で定めます。

(表7)

家庭系収集ごみ有料化の料金体系等 資料

(1) 手数料の徴収方式

他自治体が導入している手数料の料金体系は、主に排出量単純比例型、排出量多段階比例型、一定量無料型の3種類がある。

料金体系	料金体系図	仕組み	利点	欠点
排出量単純比例型 例：【常滑市】 【守山市】 (H21.7～)		ごみの排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。 単位ごみあたりの料金水準は、排出量にかかわらず、一定である。 (均一従量制)	・制度が単純で分かりやすい。 ・排出者ごとの排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。	・料金水準が低い場合には、発生抑制につながらない可能性がある。
排出量多段階比例型 例：【守山市】 (～H21.6)		排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)	・排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者に対する排出抑制が期待できる。	・排出者ごとの排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。
一定量無料型 例：【東海市】		排出量が一定量となるまでは、手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると、排出者が排出量に応じて、手数料を負担する方式。 例えば、市町村がごみの排出に必要なごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、さらに必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。	・一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。	・費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ(動機付け)が働きにくい。 ・排出者ごとの排出量を把握するための費用(例えば、一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用)が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。

(平成25年4月 環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」より)

(3) 手数料の額の設定

現在、本町の指定ごみ袋の大きさは、20ℓ、30ℓ、45ℓとなっています。

可燃ごみを有料化する場合には、ごみ処理経費を勘案し、住民にどの程度負担を求めることが適切かを考える必要があります、行政が実施すべき事務だからと手数料を抑えるとごみの排出抑制効果が得られにくく、手数料を高く設定すると近隣市町と比較され、住民理解が得られない可能性があります。(添付資料参照)

また、近隣市町の手数料水準(表8)を考慮することで、不適切な他市町への排出(不法投棄)を防止することにもつながります。本町では、20%のごみ減量をするために、図3-2-4(P12)を参考に、ごみ袋の容量に対し1円を乗じた金額を手数料として検討します。

今後、近隣市町の動向も確認しながら、手数料の額を設定することとします。

(表8) 県内の既有料化市町村の手数料の額(指定ごみ袋(大)の場合)

市町村名	導入年月	1ℓ当たり手数料の額	市町村名	導入年月	1ℓ当たり手数料の額
日進市	S45.6	0.43 円/ℓ	犬山市	H21.12	0.66 円/ℓ
みよし市	S58		知立市	H10.4	0.37 円/ℓ
東郷町	S47.7		長久手市	H24.1	0.44 円/ℓ
津島市	S55.4	0.5 円/ℓ	大口町	H20.4	0.31 円/ℓ
愛西市	H17.4		幸田町	S48	1.0 円/ℓ
あま市	不明		常滑市	H24.10	1.1 円/ℓ
大治町	S51		知多市	H29.4	1.1 円/ℓ
弥富町	H14.4		東海市 ※1	H7.12	2.75 円/ℓ
蟹江町	S58.6		碧南市 ※1	H25.4	1.13 円/ℓ
飛島村	S57.4		高浜市 ※1	H7.10	1.14 円/ℓ

※1 東海市は、碧南市、高浜市と同様に料金体系は、一定量無料型

(4) 手数料収入の用途

家庭系ごみ処理有料化に伴う手数料の収入は、ごみ処理と資源化に要する費用やごみ減量に関する施策の財源の一部として活用します。

(5) 負担軽減措置

減らそうとしても減らすことのできない「紙おむつ」のほか、環境美化を推進するため、「ボランティア清掃ごみ」を有料化の対象外として、負担の軽減を図ります。

有料化導入後の紙おむつの排出方法は、中が見える透明または半透明のレジ袋などに入れ、袋にマジックなどで「紙おむつ」と記載したうえで、有料となる可燃ご

みと区別して、直接ごみステーションへ出してもらう方法を考えています。

また、ボランティア清掃ごみは、現在も町からごみ袋をボランティア団体へ提供しているため、有料化導入後も同様の手法を継続する予定です。

現在、指定ごみ袋を使用しなくてもよい可燃ごみの取り扱いとしている、剪定枝（太さ5cm以下）、布団は、原則指定ごみ袋に入れることとします。指定ごみ袋に入れることが出来ない場合、剪定枝は東部知多衛生組合の受入基準に合わせ、長さ60cm以下に切り、幅40cm以下にして指定ごみ袋の大を添えて縛ることとします。

なお、布団は、1枚ごと折りたたんで指定ごみ袋の大を添えて縛ることとします。

（6）新たな指定ごみ袋の作成と現行の指定ごみ袋（青色）の使用制限

可燃ごみ処理有料化の導入に合わせて、新しい指定ごみ袋を作成します。有料化導入後は、現行の指定ごみ袋（青色）については可燃ごみには使用出来ないが、従来どおりプラスチック製容器包装の排出時には使用できることとし、およそ1年間の周知期間を設けることから、現行の指定ごみ袋（青色）の払い戻しや、新しい指定ごみ袋との交換などの措置は取らないこととします。

（7）有料化までのスケジュール

東部知多衛生組合の新ごみ焼却施設の稼働に合わせ、平成31年4月に可燃ごみの処理有料化の開始を予定しています。

平成29年度において、「東浦町ごみの分別と減量をすすめる会」、「東浦町環境審議会」及びパブリックコメント等により、本計画に関する意見を聴取し、平成30年3月に本計画を公表する予定です。

平成30年4月からは、各種ごみ減量施策の実施、条例改正のための議会への上程、減量化計画や新たな指定ごみ袋についての住民説明会を開催します。住民説明会は、地区のコミュニティセンター、集会所等での説明会を予定します。

住民説明会のほか、広報ひがしうら、ホームページ、ケーブルTVなどでPRをし、住民に周知します。

（8）計画の見直しについて

家庭系ごみの減量化は、行政の力だけでは実現することができず、町民の理解と協力がなければ、達成することはできません。

また、家庭系ごみ処理有料化制度の導入は、町民の負担を伴うものです。そのため、導入後もごみの排出量の動向を把握したうえで、定期的な本計画の見直し、併用施策の検討などが必要と考えます。

なお、本計画の見直しは、ごみ処理基本計画の見直し時期と合わせて、概ね5年に一度行うこととします。

添付資料 手数料の料金水準と排出抑制効果

(出典：一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月）環境省)

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ps/ps.pdf

平成17年度～19年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象に袋による単純比例制を導入している自治体54件を対象に、可燃ごみの有料化前年と有料化実施2年後（有料化3年目）の、年間の一人当たり可燃ごみ収集量を示した結果を図3-2-4に示す。54件中47件で一人当たりの収集量が減少しており、54件の平均値は、有料化実施前が0.20 t/人であるのに対して、有料化3年目は0.16 t/人であった。

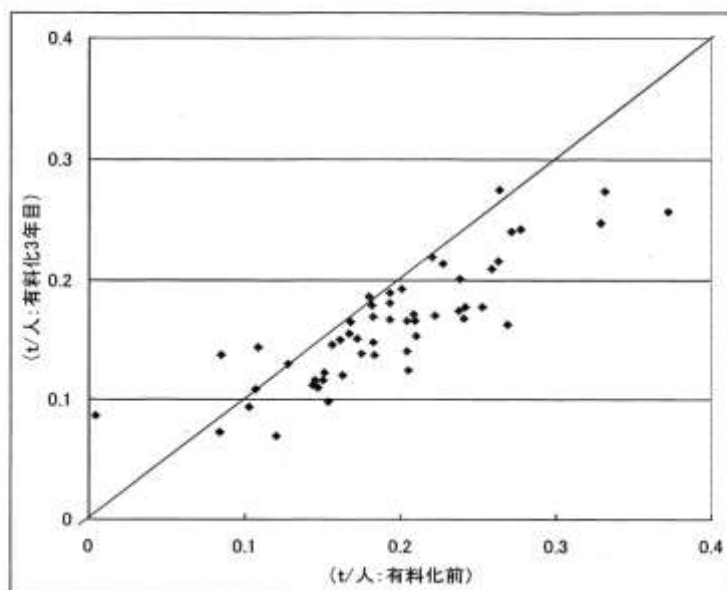


図3-2-4 家庭系可燃ごみの有料化前後の一人当たり可燃ごみ収集量変化 (n=54)

家庭系一般廃棄物の有料化を導入している市町村について、可燃ごみを排出する際の手数料の料金水準と平均排出抑制率（各手数料水準区分に該当する市町村の排出抑制率の平均）との関係を図3-2-5に示す。平均排出抑制率から考察すると、料金水準が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向が見られた。

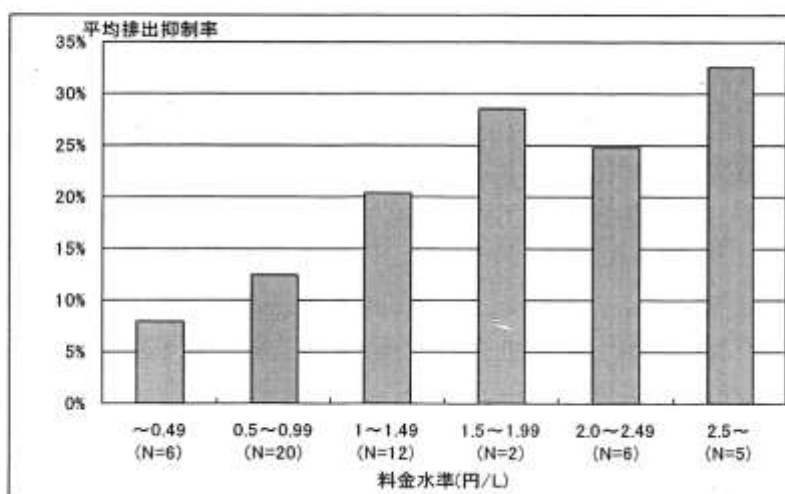


図3-2-5 可燃ごみの料金水準と平均排出抑制率